

土佐れいほく観光協議会バスツアー補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐れいほく観光協議会バスツアー補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 一般社団法人土佐れいほく観光協議会（以下「協議会」という。）は、嶺北地域（大豊町、本山町、土佐町、大川村）の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行者）が主催する観光バスツアー（以下「ツアー」という。）の実施に必要な費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる第1号から第6号までの要件を満たすものとする。

- (1) 4月1日から3月31日までの期間内に催行される嶺北地域外発着ツアーであること
- (2) バス1台当たりの参加人数は10名以上であること（乗務員、添乗員等を除く）
ただし、ジャンボタクシー等による少人数向けツアーを催行する場合は2名以上10名未満の場合でも補助対象とする。
- (3) 国、地方自治体の実施する会議、研修等でないこと
- (4) ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと
- (5) ツアーの参加者全員へのアンケートを実施すること
- (6) ツアーの行程に、嶺北地域の観光地等（以下「観光地」という。）を1カ所以上含むこと

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げる第1号及び第2号の条件を遵守しており、予め一般社団法人土佐れいほく観光協議会代表理事（以下「代表理事」という。）が承認した旅行者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 補助金にかかる収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管をすること
- (2) 県税の滞納（納税義務がある場合に限る。）及び県に対する税外未収金の滞納がないこと（事業着手前に、税外未収金の滞納がないことの誓約が必要であり、誓約書兼同意書（様式第1号）を提出すること）

(補助金額)

第5条 補助金額は、観光地の箇所数に応じて、バス1台につき、下表に定めるとおりとする。ただし、1事業所あたりの年度利用限度額は360,000円とし、当該年度予算の上限額に達し次第、募集を終了する。

日帰りツアー	観光地の箇所数（カ所）	1	2	3	
	補助金額（円）	10,000	20,000	30,000	
宿泊付ツアー	観光地の箇所数（カ所）	1	2	3	4
	補助金額（円）	10,000	20,000	30,000	40,000

※第3条第2号ただし書きで定めるジャンボタクシー等によるツアーの場合は、日帰りツアー20,000円、宿泊付ツアー30,000円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、催行日の7日前までに補助金交付申請書(様式第2号)、利用施設、利用日、催行(参加)予定人数が明記された行程表及び参加案内(チラシなど)を代表理事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 代表理事は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、前条の規定による補助金の交付決定通知書に記載の交付決定日以降に行わなければならない。

(変更等の届出)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、変更が生じたときは、すみやかに補助金変更(中止)届出書(様式第4号)を代表理事に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、ツアーが終了したときは、催行日(複数日に渡る場合は最終日)の翌日から起算して1か月以内に、実績報告書兼請求書(様式第5号)に関係書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 協議会は、前条の規定により実績報告書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、すみやかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第12条 代表理事は、補助金の交付の決定後又は確定後において、申請若しくは報告の内容に虚偽や不正が認められるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。
2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 代表理事は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業の終了)

第14条 補助金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。